

明治新政府と「人権問題」

ハワイ出稼人召還、日本人小児買取とマリア・ルス号事件

山本忠士

日本大学大学院総合社会情報研究科

A Study of “Human Rights Problems” in the Meiji Era

– In Reference to the Three Incidents in which Japan faced the Issues of Human Rights –

YAMAMOTO Tadashi

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

With the Meiji Restoration of 1868, Japan abandoned the feudal system of the Tokugawa period and started a new career of a modern state. Under the leadership of the Meiji Government, Japan opened her door to the rest of the world and entered into diplomatic relations with main Western powers. In this situation Japan was confronted with a new problem: how to protect the human rights of people of Japan as well as people from other countries. Illegal emigration of laborers to Hawaii, maltreatment of children sent to other countries, and the incident of a Peruvian transport ship “Maria Luz” are three main cases that made the government seriously cope with the problem of human rights. This essay examines how the government dealt with the cases in order to see to what extent the government realized the importance of human rights.

はじめに

1967年11月9日、徳川慶喜は天皇に対して「大政奉還の奏請を行い、翌1月4日、奏請は朝廷より允許され、徳川時代300年の幕が引かれた。世情は、まだ不安定な状況にあった。

2月には「外交に関する布告書」が出された。布告は、外交問題が先帝多年の宸憂であり「幕府従来之失錯ニヨリ因循今日ニ至リ候」として徳川を断罪していた。「因循」即ち古い習慣に従っていてあらためようとしなかった、というのである。だから、「大ニ兵備ヲ充實シ国威ヲ海外萬國ニ光耀セシメ」ることを優先課題とし、兵備の充實による国威の発揚＝「強兵」の方向を明確にした。

新しい時代の到来をより鮮明にするため、内憂外患の中で急速な政権移管が進められた。新政権は各国との条約締結、国内法整備や琉球、小笠原、樺太といった鎖国によって遅れていた国境線の確定など「国の形」を近代的なものにすることを急いだ。

外国との往来も活発化し、それに伴って外国人の関係する「人権問題」に否応なく巻き込まれるようになっていった。

本稿は、『日本外交文書』をもとに、明治新政府が遭遇した「人権問題」の中から、明治初年のハワイの日本人出稼者召還問題、明治3年の清国人日本人小児買取事件、明治5年の暴風雨のために横浜に寄港したペルーの苦力(coolies)運搬船「マリアルス号」問題を中心に、国際社会に乗り出したばかりの新生日本が、これらの「人権問題」にいかに対応したかについて考察する。

1. ハワイ日本人出稼人召還事件

明治元年(1868)4月17日、神奈川県在住のアメリカ人から外国事務局兼横浜裁判所総督東久邇通禰宛てに「布哇(ハワイ)出稼人二對スル渡航免許状再下付願」が出された。申請者はアメリカ人ヴァンリードである。『日本外交文書』では、付記として「亜米利加人ヴァンリードカ無免許備入布哇国へ渡航セ

シメタル日本人召還一件」という文書も添付されている。(1)

添付文書は、編集者がこの事件の顛末概況を理解するための参考として掲載した説明文書であるが、出稼ぎ労働者を「召還」という文言に若々しい明治新政府の意気込みが感じられるのである。

この日本人のハワイ出稼人問題は、維新の前年即ち 1867 年にハワイ国の総領事を名乗るヴァンリードが、横浜で幕府の免状を得て出稼人募集などの準備を進めていたものであった。ところが、明治維新となり、渡航先がハワイという条約未締結国であったことから、新政権はこの企てを拒否し、出稼人を外国に出すべからずとの廷議によって、旧政府の免許状を返納させた。ヴァンリードは、再度、免許状の申請をしたが、新政府は、結局これを認めようとしなかった。

業を煮やしたヴァンリードは、4月23日に出帆する予定であることを日本側に通告し、免許状を出さずかそれまでに消費した4千ドルを弁償すれば、日本人出稼人を政府に返すと申し出た。しかし、明治政府は、旧政府から得た免状は、旧政府限りのものであるとの立場を変えなかった。

当初の予定ではハワイに送る出稼人は、350名で3ヶ年、一人当たり給金は洋銀20枚との契約であった。しかし、このトラブルの間に、170名が出稼ぎを辞退した。結局、日本政府は原則を変えなかったために、船は4月24日、ハワイに向けて出帆した。この時点で、最終的な出稼人の数は、病気などで更に減少し、141名になった。

翌年9月、日本政府は、ハワイ出稼人を呼び戻すために、二人の外交官をハワイに派遣して出稼人の取調べを行った。取調べの結果について、担当官は「開帆前横浜に於の風説とは悉く相違致し」との感想を持ち、帰国希望者が僅かに40名に過ぎなかったことに驚きを隠さなかった。出稼人召喚のための使節であった上野啓介監督正は、「ハワイ到着直後は、言葉が通じないために苦勞したが、最近は仕事にもなれて、別段「苦役」というほどのこともないということが、判明した」と報告している。(2)

明治新政府は、渡航した出稼人は全て帰国させる方針を採った。そして、明治3年2月25日、残留希

望者を除いた出稼人40名を帰国させた。残留を希望する者については、契約期間満了後はハワイ政府の費用にて送還することとなったのであった。

外務省係官が、「帰国希望者」の少なさを意外と感じた背景には、この出稼ぎ労働者のケースを、「苦力貿易 (coolie trade)」と呼ばれた人身売買ケースと類似した事件と考えていたことがある。

そのことは、この問題が表面化した明治元年5月26日、アメリカのバン公使が、日本の外国事務局輔兼神奈川裁判所総督の東久世通禧に出した文書「布哇出稼人無免許出航事件二付干渉シ難キモ対策決定アラバ斡旋スヘキ旨回答ノ件」の添付文書に「苦力売買禁止規則」(The act of congress to prohibit the coolie trade)があることを見れば、アメリカ側のこの問題に関する認識は明らかであろう。(3)

さらに、プロシア公使から東久世神奈川県知事宛て文書にも「…the exportation of coolies from Japan…」との文言が見える。(4)

日本人でも宇和島藩士城山静一は、ハワイ出稼ぎ日本人の状況についての報告を外国官判事補の都築莊蔵あてに送った文書の中で、「先般サンドウイチへ相送り候奴隷共甚困却罷在候様子…」として、出稼人を指して「奴隷」であるとの厳しい認識を示している。(5)

また、神奈川県より外務省宛ての文書には、「賤民多人数」をハワイに送り云々との文言が見える。厳しい表現であるが、律令制の昔から日本では、人民を「良と賤」に分けたというから、世話の焼ける出稼人を「賤」民として扱ったのも無理からぬことであつたのだろう。

しかし、ハワイに渡航した出稼人達は、そのイメージを全く払拭するような行動を起した。1871年12月、出稼人60名を代表しホノルル在住の富三郎から、契約期間の満了後、アメリカ本国へ渡航したいとの渡航希望が出された。出稼ぎ労働者は、厳しい労働環境にあって、低賃金で長時間労働を強いられる哀れ存在だから直ぐにでも祖国に帰りたい人達というイメージが付きまとう。だからこそ、政府自ら「召還」という救助策に出たのである。この時のハワイの出稼人は、帰国希望の40名に対して、その1.5倍にあたる60名が、帰国せずにそのままアメリカ本土に行

きたいとの嘆願書を提出したのであった。

外務省は、契約期間満了後、アメリカに渡航する者、ハワイで引続き滞留する者については、許可するから願書を差し出せ、との通達を出した。

最終的には46名が、その願を出している。アメリカ希望の46名は、渡航目的が明確で、その希望職種も極めて具体的に書かれている。まるで新技術習得のための留学のようにも感じさせられる内容となっている。彼らがハワイという異国の地で出会った文化や日本とは異なった様々な職業が、彼らを引きつけたのであろう。具体的には、次のような職種であった。(6)

[表1] ハワイ出稼人の渡米修行希望業種

馬道具職	4人	医師執業	1人
鍛冶職	4人	時計師	1人
瑠環細工	4人	船大工	1人
英語執業	2人	鉄砲鍛冶	1人
馬道具革縮縫職	2人	強薬製法	1人
織物師	2人	田畑開創仕法	1人
大工職	2人	蒸気器開製造方	1人
小道具鍛冶	2人	ブリキ板製造方	1人
染物職	2人	外国馬業	1人
革細工	2人	雑穀製造之仕方	1人
馬道具仕立方	2人	船乗	1人
蒸気道具	1人	鋳職	1人
指物大工	1人	小銃製造	1人
左官	1人	ブリッキ細工	1人

(計 46人)

希望の業種は、実に29業種にわたっている。ハワイ滞在の3年間で、そのような職業選択を希望させたのか、あるいは日本でのかつての仕事が外国でも活用できることを知ったためか、確認のすべはない。しかし、アメリカ文明の影響を受けたハワイで大きな刺激を受けたであろうことは、容易に理解できるのである。向上心とそれなりの知的レベルを有していたということだろう。

出身地を見ると、全国各地にまたがっており、横浜を拠点とした海外出稼斡旋のネットワークができていたことを伺わせる。

又、こうした職業選択の堅実さを考えると、明治

の文明開化の息吹が、若者をハワイ出稼ぎに駆りたてたのではないかと考えられるのである。明治初期の青年にとって、アメリカは手の届かぬ遠い彼方にあつたに違いない。

明治政府が、これらの青年のアメリカ本土行きの希望を許可したのも、彼らの訴えに説得力があつたためであろう。出稼人召還のために出張した役人が、取調べ後にアメリカ行きを支援する立場に変わっている。認識変化の理由の一つには、3年間の間に培った現地での信用と彼らの英語運用能力を役人が評価したためと思われる。

日本を食い詰めた労働者が、単に出稼ぎのためにハワイに行ったのではなく、最初から、チャンスがあつたら高い文明の開化したアメリカへ行きたい、と考えていた若者達が含まれていたように思われるのである。

このハワイ出稼人とほぼ同じ時期にグアム島出稼人のケースがあるが、彼らにはハワイの出稼ぎ労働者から感じる明るさがない。

では、ハワイ出稼人はどのような地域から集まったのであろうか。以下、出身地をまとめて見ると、北は奥州から南は四国の讃岐まで、広範囲にわたっていることが理解できる。

[表2] ハワイ出稼人の出身地

武州(武蔵)	13人	遠州	1人
東京	8人	奥州	1人
下総	4人	豆州(伊豆)	1人
相州(相模)	3人	越中	1人
信州	2人	参州(三州)	1人
越後	2人	神奈川	1人
阿洲(阿波)	1人	駿河	1人
加州(加賀)	1人	紀州	1人
甲州	1人	讃州(讃岐)	1人
濃州(美濃)	1人	越前	1人

(合計 46人)

また、彼らの年齢構成は次のようになっている。全て20代の若者である。ハワイで異文化に接し、大きな刺激を受けないはずはない。

この46名に対して、外務省は次のような心得を申し渡している。(7)

[表3] ハワイ出稼人年齢構成

18歳	2人	24歳	6人
20歳	1人	25歳	9人
21歳	3人	26歳	7人
22歳	1人	27歳	2人
23歳	10人	28歳	5人

(合計46人)

1. ハワイ島発途の節、不行跡の振舞い或は外国人え負債等有之もの等閑置候様の義有之候ては不相成義に付行儀正敷退去可致事
2. 米国サンフランシスコ港到着の上は、同国人にて同港在留領事官ブルクス方え罷越免状相示し其趣一應可申置事
3. 銘々課目の業に就き居住候は、昨年来米国都府え辨務使森有禮華盛頓府に在留諸留学生管轄いたし候に付各其住所地名并課業等委細相記録し当人持参や又は幸便に托し届書差出諸事辨務使の指令遵奉し不行跡にて皇国の御聲聞を不汚様正直に修業可致事

重要なことは、彼らが留学生を所管する辨務使森有禮の管轄下に入ったということである。

ここで、彼らは「留学生」に準じた扱いを受けるようになったのである。

この後6月には、更に37名の外国出稼ぎ希望が出た。先の46人より平均年齢は、やや高いのと一緒にの夫婦が含まれていることが目新しい(つまり出稼ぎには女性もいた)。しかし、このグループは、特に修得したい技術目的等があったわけではなかったようである。

しばらくして、更に6名が、外国出稼ぎを申し出ており、総数で86名が外国出稼ぎを出願したことになる。

「グム島出稼人召還問題」

この時期には、ハワイの外にも「グム島」にも出稼人が、出かけていた。(8)

明治3年3月12日、太政官辯官より外務省宛に「グム島出稼人召還二関シ見込照会ノ件」との文書が発信されている。

これは、3月に英国船がイスハニー(ス^イン)国附グム島に立ち寄った時、耕作に従事していた日本人4名が「難儀の働き」をしており、気の毒に思って日本に連れ帰ったという事案である。

4名のうち、信吉(25歳)は10年前、乙吉は4年前、留吉は3年前、勇次郎は5年前に横浜で、グム島農業人足として給金1ヵ月洋銀3ドルで雇われたという。徳川時代末期のことである。同行の日本人出稼人は、41人であったという。

今回助けられた4人を除き26人が現在もグム島で働いているというから、11名は既に死亡したことになる。死亡率27%である。

ハワイ島とグム島。同じように熱帯にある二つの島は、出稼人のその後の人生を大きく変えたようである。

2. 清国人の日本人小児買取問題

ハワイ出稼人問題が、解決を見た明治3年の7月4日、外務省から各地の港管理者に「外国人の小児買取に關し嚴重処置及取調方指令の件」との下記のような文書が発送された。(9)

近来、神奈川港おゐて外国人または支那人等御国内貧民の幼女にて容貌殊に宜敷きものを相撰其親共と相對を以極密買取何方えか差送り又は往々かどはかし候類も有之哉相聞え候附ては其御港内おゐても同様の所為有之趣相聞候問右は嚴重御処置有之且是迄の事跡詳細御取調早々御報有之度此段網申進候也」

この文書では、神奈川港において、「外国人又は支那人等」の日本人小児買取事件があったことを強調している。

幼女のなかで“容貌殊に宜敷きもの”を撰んで、という表現が『日本外交文書』の小児問題でしばしば出てくる。いかにも幼女が中心のように受け取られる。しかし、この表現は、社会の耳目を集めるための作弄的なもののように感じられる。何故なら、長崎のケースでは、男女の比は3:1と圧倒的に男児が多いからである。(10)

また、被害者の中には、往々にして“かどわかし”(誘拐)の類もあったようで、御港においても同様の所為があったときは、嚴重に御処置ありたい、と結んである。(11)

官吏の検察を担当する弾正台からも、外務省宛に「長崎ニ於イテ清国人買取ノ日本人小児ニ関スル件」という文書が送られている。

こちらは、外務省文書と違って、探索の結果として、小児の買取が「清国人」であることを特定している。長崎のケースでは、年齢及び男女構成は、次のようになっている。

[表4] 長崎小児売買の年齢・男女

	男児	女児
3歳	3	
4歳	1	1
5歳	5	
6歳	2	1
7歳	4	
8歳	2	1
9歳	3	
10歳	2	1
11歳		1
12歳		1
13歳	1	1
小計	23	7
男女不詳	3人	

この事件には「清国人」が関与し、買った子供の数、支払った代金等の調査結果が外務省に報告されている。また、斡旋した日本人を取調べ、厳重に処置すると在る。しかし、どのように処罰するか、についてははっきりとしていない。

兵庫県外務局から外務省宛ての報告では、兵庫県の港でも神奈川港と同じようなことがあると報告されている。「下愚の者共目前の利に走り親子の情を失い、国禁を忘却し」と役所文書らしからぬ感情的な文言が書き連ねられている。

ただし、こうした幼児の中には、善良な家庭の幼児ばかりではなかったようで、長崎のケースでは、「買子の儀は重(ママ)に長崎邊にて支那人叫入れ候遊女産落し候其親に金を与え貰い受け或は子なきもの相応の小児買取養子にいたし候風聞も有之候得共篤と取調べ後便より可申上候」とある。(12)

誘拐された子供なら親に返せば言いが、遊女の産んだ子供となると、すでに「養子」になっているも

のを連れ帰った後、どう扱うかに迷ったのであろう。

明治3年8月の神奈川港のケースでは、子供を買い取った「清国人」14名と小児売渡人及び周旋人名表(21名の名前)と幼児の年齢、買い取った金額が調査され男児6名、女児7名、不詳6名の計19名。年齢は4歳から11歳で、安い子供で2ドル、高い子供で9ドルと報告されている。保護されたのであろう、「何れも小児は差押有之候事」とある。(13)

また、小児の売渡人及周旋人についても21名(男12、女9)の名表が記載されている。

[表5] 神奈川港 差遣金・世話料

	差遣金	世話料
女児(8歳)	洋銀 11 ドル	A 2ドル B 1ドル
女児(-)	9 両	A 2分 B 1分
女児(-)	8 両	不詳
女児(4歳)	7 両	2両2分
男児(11歳)	7 両	なし
女児(-)	7 両	2分
女児(7歳)	4両2分	A 1両 B 2分 C 1分
男児(8歳)	4 両	3分2朱
男児(-)	4 両	1分
女児(11歳)		なし

* 世話料が複数の場合 A, B 等で表示

この年の8月には売児禁止の太政官辯官布告が出された。

「元来外人え御国民売渡候儀は第一御國體に於て不相濟事に候問向後地方官に於て管内屹度取締相立教育行届候様相心得可申此旨相達候事」とある。売られた幼女の人権ということではなく、「御國體」に傷がつくから申し訳ない、という発想である。人権思想が、なかなか根づかなかった理由もこの当たりにあるように思われる。(14)

神奈川県が明治4年6月19日に出した辨官宛ての「内外人民に御布告相成り在留支那人ともへも告諭いたし置度」とあった文書内容が、同月26日には、「内外人民え御布告ありたし」との文言は「全く草稿の誤りにて右體相認大趣意を失し候段は甚不都合

の至に御座候え共右昨年御達は内国人民えの御布告迄にて現に我が人種を密買海外え連れ行候者への御達には無之」とある。つまり、布告はあくまで国内用であり、「現に我が人種を密売海外え連れ行く者」は対象外というのである。人身売買禁止も尻り抜けにならざるを得ない。(15)

明治5年になって、司法省から外務省にあてて「清国人ノ日本人小児買取りニ関連シ賣兒禁止布告案ニ関シ打合セノ件」との文書が出されている。この文書には、「賣兒の源は、我窮民の賣兒に基を以って内国人民の禁令」も取り調べて考えることが必要と述べている。また、この文書には「貼紙」が付いており、そこに次のような文言が書かれている。

「支那人ノ我幼兒ヲ買其罪固ヨリ悪ムベシ是ヲ別紙ノ如徒禁スル而御已ニテ他ノ外国へ聞ヘテモ佳令トハ申シカタシ先ツ開港場近傍へ救幼院ヲ取設クルカ又ハ其場所ナクトモ幼兒ヲ棄ルモノ等ヲ救フノ方法ヲ設置キモシ困窮ノ者ハ其情實ヲ告訴スヘシト題ヲ出シ其上ニテ支那人工賣與スルヲハ嚴禁スルノ布令ヲ出シタシ」(16)

取り締まるだけが能ではない。何よりも、子供を売らなければならなくなった状況に対して、的確に対応することが必要だと考え方が出ている。売兒の禁止ということばかりでなく、その原因と対策に思い至ったということは、一つの進歩ということが出来た。こうして、「内国人への布告案」と「清国人への布告案」(中文)が検討された。

同一の案件に対して、2種類の布告を出さなければならなかったことに、この時代のまだ定まらない人権問題に対する「ゆれ」が映しだされている。

司法省も外務省宛に次の文書を発送した。(17)

「各港在留ノ支那人共幼兒ヲ買取候儀ニ付去ル庚午(1970)八月内国人へ御禁令有之候得共支那人へハ未タ御告諭モ無之候間今般更ニ内国人及ヒ開港場在留ノ支那人共へ嚴禁ノ御布告有之依テ別紙内外人へノ御布告案相添此段相伺候也」

2年前に小児売買の禁令を出したのに、それが止まらなかったのであろう。しかも、「支那人」と特定された布告を出そうというのである。また、「支那人共」という言い方にも、日本人小児を売買することに対する新政府の憤りが感じられるのである。

こうして、内国人用、「清国人」用とが検討され、若干の字句修正の上、2月25日に太政官より布告された。これらの小児は、10両内外で買い取られ、上海では100ドルくらいで売られたという。

先のハワイ出稼人の問題と異なり、小児買取りは、完全な人身売買事件である。明治新政府は、売られた子供を取り戻すべく上海に係官を派遣している。まるで、日本の歴史上初めて人身売買事件に遭ったような対応振りであるが、連れ戻したとの記述はない。

遊女の子供のケースのように、一概に「清国人」を非難するわけにもいかないような複雑な事情が、幼児を売った日本人の側にもあった。

人身売買そのものは、日本でも古くから行なわれており、何度も禁止されてきた。古くて新しい問題でもあった。平成の現代でも「人身売買」などという新聞見出しが活きている。

例えば、平成16年5月27日の読売新聞は、「人身売買」容疑初適用、との4段見出しで神戸のホストクラブ経営者が、無職の少女2人のクラブ飲食代400万~800万円の未払金返済のため、100万円で少女2人を飲食店経営者に売り、同経営者はマンションに監禁して売春させたという事件。兵庫県警は、児童買春・児童ポルノ禁止法の人身売買禁止規定を適用して逮捕した、とある。かつてのような貧しさから来る悲惨な、胸の痛むようなケースと違いバカバカしくなるようなお粗末な原因ではあるが、人権侵害であることに変わりはない。

また、平成16年6月15日の読売新聞夕刊は、アメリカ國務省の人身売買に関する年次報告のなかで、日本が「政府が最低限の基準を満たす適切な措置を取っておらず、深刻な数の被害が報告されている国」として4段階の下から2番目に分類されていることを報じている。

日本の人身売買禁止に関する法令は、律令時代からしばしば出されている。しばしば出されているのは、それが効果を上げなかったということの繰り返しということでもある。

3. 「マリア・ルス号」事件

明治5年6月6日(1872年7月11日)、陸奥神奈川県令から副島外務卿に、「秘露(ペルー)国風帆船

「マリア、ルス号」横浜二入港セル旨報告ノ件」が提出された。『日本外交文書』には、「6月5日の右船訊問書」という付属書の外に、この事件処理について、後にまとめられた文書である「右船処置一件提要」が掲載されている。(18)

< 付属書 >

「船名 マリア、ルーシー
 出帆地名 マカヲヨリ 1872年5月28日退帆、
 横浜入港 1872年第7月9日 我壬申6月4日
 国名 ピリユー
 船将名 リカルド、ヘレーロー
 水夫 21人
 大キサ 350トン
 積荷 軽荷
 旅客 支那人231人
 引請人 なし
 当テ所 ペル国カラオー
 船中病人1人も無之
 何ノ為メ入港候哉

日本ヨリ800里外経度132度ニテ帆柱破損ニ及ヒ候間前柱等新規取立之事ニ候

1872年第7月10日

横浜港長 ホルウヰス

この時代、横浜港長がお雇い外国人であったことも、この付属書によってわかる。

ペルー国の表記もまちまちであるが、明治初年、諸外国との交流が本格化して日も浅く、無理からぬところでもあろう。

< 附記 >

附記として、「條約未済秘露国風帆船マリアルーツ号清國拐民攬載横浜へ入港ニ付処置一件提要」という奥義制述の文書が付けられている。

「提要」は、この事案が、イギリス公使から日本政府への注意喚起が発端であったこと。この時、各国公使は、日本の処置に対して異議を唱え、ポルトガルのマカオ鎮台からは「不正当」を鳴らして照会してきた、と外国政府側の動向についてふれている。

英国臨時代理公使ワトソンからの文面は、「マリアルス号」が、苦力運搬船(This ship is engaged in the transport of coolies from the coast of China to Peru.)であり、正義を無視するペルーの野蛮な行

為は、ヨーロッパや文明化された国々から反感を買う行為 (...an port of South America ,particularly the Peruvian, has been characterised by such barbarity and such disregard to the right of the Chinese Government that it has most justly excited the strongest feeling in Europe and civilized countries.)だとしている。(19)

日本政府は、この事件の処理について、「正々堂々仁義ノ心ヲ以テ之ヲ辦駁シ竟ニ明治8年露皇帝陛下ノ裁決ニ結局シテ我勝チナル次第」と、誇らしく記述している。

最終的には、ロシア皇帝の裁決によって、日本側の対応が追認された。万事が旨く解決されたことに対する安堵と、正義を貫いたことに対する誇りが、そこに感じられる。同時に、日本が自国のみではこうした外国案件を処理し得なかったことも示されている。イギリス、アメリカといった国々からの好意的な反応が、日本側の「正々堂々ノ仁義」の背後に在る。

『日本外交文書』に収録されている。「マリア、ルス号」関係の文書は、問題に起きた明治5年が72文書、6年が22文書、7年が22文書、8年が19文書、4年間で計135文書掲載されている。この問題は、大きく2期に分かれる。前半部分は、国内法によって神奈川権令大江卓が裁いた期間。つまり問題の発端から中国人労働者を母国に帰還させた明治5年9月までであり、後半は明治6年3月の日秘両国通商航海条約締結に際して、ペルー側から「マリア、ルス号」の処置を不服とする問題提起があり、この問題がロシア皇帝の手に委ねられ期間である。

国内法の未整備の中で、若干25歳の大江卓権令によって、この裁判が行われたことに驚きを禁じ得ないが、明治新政府にとっても未曾有の経験であった。大江は外務卿副島種臣の命を奉じて困難な国際事案を見事に裁き、その負託に応えたのである。

『日本外交文書』から、この問題の4年間の概要を時系列的に、追ってみると、諸外国注視の中での、明治新政府の困難な対応が理解できるのである。

(* 文書は、「発信者 受信者」で表した。表記は、出来るだけ原文を尊重した。)

< 明治5年 = 第5巻 >

6月6日 陸奥神奈川県令 副島外務卿
秘露国風帆船「マリア、ルス号」横浜横浜二入港
セル旨報告ノ件
この文書は、ベルギーが條約の未済国であったことから、所管が神奈川県庁にあることを連絡した文書である。

6月29日 英国臨時代理大使 副島外務卿
「マリア、ルス号」乗客八澳門ヨリ秘露国へ移
送ノ支那苦力ニシテ虐待セラレ居ルニ付右究明方申出
ノ件

前述のようにこの問題は、英国公使からの日本政府に対する「注意喚起」を発端としている。英国公使がこのような書状を提出したのは、「マリア、ルス号」の乗客である乗客が、幸運にも英国軍艦「Iron Duke」号に辿り着いたが、顔色悪く、余程苦難の様子なので、通訳を以って尋ねると過酷な取扱いをいうている様子なので、貴国政府にお知らせするのが責務と思い連絡した、というのである。

7月1日 副島外務卿 大江神奈川県参事
「マリア、ルス号」乗客虐待事件支給取調の
上報告方指令ノ件

「注意喚起」を受けた副島外務卿の動きは速く、早速に「マリア、ルス号」調査を命じた。

7月4日 「マリア、ルス号」船長並ニ乗客支那人「モ
クヒン」吟味書

先ず、イギリス軍艦に助けられた中国人のモクヒン及び船長に対する訊問が行われた。

7月5日 横浜居留地取締官 大江神奈川県参事
「マリア、ルス号」乗客虐待ノ事ハ認め難キ
誘拐セラレタル旨訴フル者アリ又出帆後ノ嚴罰ヲ恐レ
テ船長ヲ訴ヘサルモノナラスヤト思ハル旨報告ノ件
横浜居留地取締局イ、ベンソン、「マリア、ルス号」
を訪れ中国人乗客に面談。中国人乗客は、マカオで
誘拐に遭い、無理矢理やり連れてこられた旨、訴え
る。

7月5日 神奈川県 外務省
移住約定書、船渡賃書送達ノ件

7月6日 大江神奈川県参事 「マリア、ルス号」船長
マリア、ルス号」出帆差止ノ件

大江権令は、「マリア、ルス号」の出航を差止めを
決断。

7月11日 「マリア、ルス号」船長 神奈川県令
帰国スヘキ旨申出ノ件
船長より、今もって何の御下知もないので、乗組員
及び本船は日本政府に引渡し、自身は別の蒸気船に
て帰国したい旨、申し出あり。

7月11日 横浜在勤各国領事 神奈川県令
「マリア、ルス号」船長ニ係ル事件ノ処置ニ就
テハ各国領事ト協議アリ度旨申出ノ件
神奈川県在住の8カ国の領事から、事件の処理につ
いては、相談して欲しいとの書状が届く。フランス、
ポルトガル、ドイツ、アメリカ、イタリヤ、ベルギー、ポルトガル、
オランダ、デンマーク領事連名の文書であった。

7月18日 大江神奈川県権令 横浜在勤葡国領事
「マリア、ルス号」拘留八乗客虐待事件糾明中
ノ為ナル旨回答ノ件

7月19日 「マリア、ルス号」船長裁判
吟味書（付記：マリアルス号船長代言人訴状和訳）
この訴状は、8条からなっており、日本側のこの
裁判が不当なものであると、反駁している。

要するに海賊の所為を除く外、公海上のことは、
日本政府の処断するところではなく、例え、船が賣
奴を乗せたとしても海賊ということではない。

特に日本にとって、第7条の「賣奴の一件は、日
本法律及び規矩上にかつて禁制するところにあらず。
清國船客と約書上に記入する人と結ぶところの約定
は、各国にて平常のことなり」との指摘は、的確に
日本の弱点を就いている。それだけに、日本は、「賣
奴を禁止していないではないか」との一句は、強烈
である。そんな国にこの問題の裁判をする資格があ
るか、という意が含まれているからである。

文明国を目指す日本にとって、自らの足元を見直
さざるを得ない状況に置かれたのであった。明治新
政府は、直ちに動き、同年10月2日、太政官295
号をもって人身売買を禁止するに至るのである。

7月26日 仏国臨時代理公使 副島外務卿
「マリア、ルス号」乗客支那人ヲ帰船セシメラ
レ度旨申出ノ件

7月26日 横浜在勤仏国領事 大江神奈川県令
「マリア、ルス号」事件ニ対スル処置並ニ船長ニ
対スル裁判ハ承服セサル旨回答ノ件

8月3日 副島外務卿 英国臨時代理公使ト対話書

「マリア」号事件ニ関スル裁判書八至当ナル旨其他
打合ノ件

8月4日 「マリア」号 乗客支那人ヨリ願書

本国へ送還アリ度旨願出ノ件

「何卒万国公法の権衡をもって、私ども愚民の性命を御保護郷里へ御差返し被下候」との願出が代表9名によって日本の弾正台宛てに出された。

8月24日 訴訟裁判結果

大江権令は、今回の契約については、「通常のものに非ず加之約定せし者共え外国に赴くべき旨を其約定に記載せり右は前条に述べる如く他人に譲渡し得へき非常の書体にて最入念詰問するを要すべきものと見ゆ右約定書中に載る束縛せられし者の形情は右約定に期限あるを除くの外大半奴隷の役に同じ其期限中は右束縛せられし者最早人に非ずして家具に斎し」「約定取結の事に付いては証拠全く明白ならず。」「右約定は、「所謂善良の道（コントラボノスモラルス）」とは言い難いとし、大江は「裁判所にて被告の勝利とする。」と結んだのである。(20)

9月1日 清國使節 副島外務卿

「マリア」号 乗客支那人ハ本国ニ帯同スル又船長ニ対

スル罪状ハ深究セザル旨申出立ニ残留ノ幼女取戻方依頼ノ件

清國使節文書は「貴国横浜の地方にて瑪也西船へ拐買いたせし中国人二百餘名を載せ秘露国へ送り往かんとすを貴国地方官にて其船并人ともに引留め置かれ書通を以中国へ取計振被為問合候旨承知致し候是全く隣誼の克も敦き遠地とてさしも置かれざるこそ多人数の者幸ひに生還を得しは皆是貴国拯救のお陰を深く感謝候」との感謝が述べられている。

この時期の日中関係は、日清修好条規が進められ、4月に台湾で琉球人殺害事件が起き、それらの交渉も行われていた。

開国間も無い日本であってみれば、清国との外交関係についてもこれからという時期であった。

清国使節側からは、船長に対する罪状は深く究明しないようにしてほしいとの申し出も、事態の早期解決を図りたいとの慮りからであろう。

大江神奈川県令は、別に清國使節宛てに「マリア、ルス号乗客支那人保護事情報知の件」と「マリア、ルス号乗組みの支那人幼女は既に同船長と共に横浜を出帆せるに付き取戻方法無き旨照会の件」の2文

書を送っている。率直な文面であり、大江の誠意といえるだろう。

明治新政府の若き権令が、心血を注いだ裁判の一件は、近代日中関係の好ましい一断面を映し出してもいる。欧米世界から見れば、日本も中国もアジアの国として全く同じ地平に立つとの認識である。

こうして、明治5年9月13日、229人は帰国の途についた。この時点では、日本側の扱いは、「清國難民」となっていた。

第2幕の始まり

「マリア、ルス号」事件は、「清国人」の帰国で終わることはなかった。大江判決で、一件が落ち着いた半年後の明治6年3月、日本とペルーの通商条約締結の話が進められた。

この時、突然、ペルー使節から、条約の締結に先立ち「マリア、ルス号」事件了解の為の関係書類要求があった。事件の蒸し返しである。

全権公使ガルシアは、まず「マリア、ルス号」事件を第一義考え、通商航海条約の締結は其の後で考えたいというのである。つまり、「マリア、ルス号」事件では、ペルー側は大きな損害を出しているようにおもわれるので、一件資料があれば拝見したい。また、ペルーの船が留め置かれたことに対する補償金が得られるかどうか。

「マリア、ルス号」は、無法の処分をされており、実に奇怪なことであり、万国衆人これを注視し、我秘露国合衆国の名声及び我国民の利害に関することなので、7つの理由を付して至当の要求をする、というのである。(21)

第1、日本は権利なくして「マリア、ルス号」を吟味するために、裁判所を設けて罪を犯せ紙とし、船を強拘し凌辱の罪をペルー国民にくわえたこと。

第2、右船司、右船雇夫を禁錮にするの罪有り定め、真正なり約定書面を無力としたこと。

第3、右船司及び傭主の利益を保護すべき、保証を為すことなく不審の件に基き移民残らず上陸を命じたこと。

第4、裁判所は、其腰架に座すべ権理ありと決し

て認許すからざる人々より成立し、右県庁の処分及び其の決断は、誠に靡弛すべきものであり、ペルー国民の利益を大いに害した事。

- 第5、大江氏の吟味は、右船司の処置は全く刑法の処分なり。明瞭なる訴訟なすことなく、これを船司に告げることがなかった。人生の名誉利益を保守せんための破り難き保証も破った事。
- 第6、右船司罪に定められたるは双方の告白によってこれを審断し互の確証をとって裁判をしたのではない。諸領事の異論を顧みず、非常に急ぎ、威力をもって何等の証拠もなきに忙しくこれが処断を申し渡した事。
- 第7、右裁判所は、始終外務省の命を受けたれば、右船司等にとり不幸なる吟味の間、神奈川県庁の処置は甚だ不合理に設けられた上庁に之が裁判を仰ぎたれば、恰も行法局の一支局の体裁をなせり。

これらの責任はすべて、貴国政府が負うべきものであり、船主及び傭主等は為に大きな損害を蒙ったので補償をすべし。もし、解決にいたらざるときは、第3國に委託すると主張した。

これに対しては、日本側は長文の反論をし、日本側に不法はない、と突っぱねたが、最終的には、第3國に委託することを了承し、具体的には、ロシア皇帝に依頼することで日ペ国両は約定を取り交わしたのであった。(22)

約定に依れば、主な事項は次の通りであった。

1) ロシア皇帝は、この役割を引き受けてから12ヵ月以内に両国政府から申し立て及び書翰を皇帝に提出すること。

2) 判者承允の告知ある日より6ヵ月以内に双方ともに判者の考案を乞わんと思う書類を互いに送致する。両国政府各其の代人を命じてロシアに送り、ことを弁せしめることが出来る。

3) ペルーの要求が条理あるとする場合、どの程度の償金を出すべきは、判者の裁断を仰ぐこと。

4) 裁断が、結末の裁決なれば、豪も遅滞

なくその裁断を奉循すべきこと。

この間も、取極めにある12ヵ月、及び6ヵ月の起点をいつにするかの両国の打合せ、さらに、関係文書にしても相当に神経を使い、「不容易書類にて誤謬疎漏等の儀有之候ては所謂国辱とも可申程の儀に付丁寧確實他日遺憾無之様精々注意」とある。(23)

この外務省の伝統が第2次大戦時にまで続いていたなら、アメリカへの宣戦布告の遅れなどという不名誉な事態は、避けられたと思わざるをえない。明治新政府を担った人々の慎重、果断さに胸打たれるものがある。

この時期、ロシアにあってロシア皇帝に対する書類等の取扱いの任に当たったのは、戊辰戦争で函館に立てこもり、官軍に抗した榎本武揚であった。歴史の皮肉というべきであろうか。

こうして1875年6月13日、遂にロシア皇帝の裁断が下った。在ロシアの榎本公使から寺島外務卿に「マリア・ルス号」事件ニ関スル日本政府ノ措置ハ正当ト露国皇帝裁決アリタル旨報告ノ件」との電信が届いた。榎本は、胸踊る気持ちで、打電したことであろう。

日本政府にて施したる「都ての所置を全く是」としたもので、完勝であった。

皇帝周辺の人の中には、結論の出る1ヵ月間程前に大体の結論を推測したと言われる。それは、ロシア皇帝が、皇族との会食会の折、「このこと元来日本官府、人道に基ける処置なれば云々」と発言したことから判断したことという。

おわりに 人権問題をめぐる日中関係

ハワイ出稼人問題は、日本とハワイの問題であり、日本人小児買取問題と「マリア・ルス号」問題は、日本と中国の関係する事案であった。

小児問題は日本人が被害者であり、「マリア・ルス号」問題は、ペルーへの出稼ぎ中国人労働者が被害者となったケースであった。

これらの事件は、日本の研究範疇としては、人身売買の問題として捉えられてきた傾向がある。例えば、牧英正は、明治初期の人身売買問題の中で、「八

ワイ出稼人事件」、「マリア・ルス号事件」、「清国人の日本人小児買取事件」を取上げ、「ハワイ出稼人事件」は、「マリア・ルス号」事件の中国人と同じ問題と捉えている。

当時は、中南米を中心とした労働力の需要から東洋人の輸送が行われていた。「マリア・ルス号」事件の中国人労働者のペルー行きもその一環であり、「日本人のハワイ出稼ぎ問題もこれらの問題と特に異なったものとするべき理由はない」と位置づけている。(24)

しかし、これまでに見たように、ハワイ日本人出稼人ケースは、そのように割り切ることは出来ない内容を持っている。

大正期に入って、今度は、日本が移民の形でペルーに労働者を送っているが、「マリア・ルス号」事件の教訓が役立たようには見えない。

明治政府は、出稼ぎ労働者の「召還」、日本人小児の売買問題では、売られた子供達を「取り戻す」ことに、非常に熱心に取り組んでいる。

こうした、政府による自国民の「召還」、「取戻」という行為は、世界的にも特異な事例のように思われる。明治新政府として、自国民が、不当な扱いを受け、惨めな環境に置かれることを座視できないということであろう。

明治新政府のこうした行為が、国民国家を育み国民意識の統一を促進した。以後、国の指導によって道筋を付け、国民がその後を付いていくという国家主導の政策を生み、国民の主体性の脆弱さを助長したようにも思われるのである。

その点、国家の庇護を受けずに「苦力」、「猪花」といわれながら逞しく海外に挑んだ中国人は、出身地、同郷会という中国人共同体の相互扶助ネットワークを活かし、中国人としてのアイデンティティを保ちながら、移住地で大きな力を付けていった。

ひ弱といわれる日本人と逞しい中国人の差は、「国家」と「国民」との依存関係の差でもある。

面積の小さな日本は、国家の国民把握が容易であり、集中的な国民管理が出来る条件が整っている。それがうまく機能すれば、軍事のような集団的な命令系統機能を育てるし、経済に向かえば効率的な技術開発力ともなる。

明治新政府の課題は、藩意識を基本とした国民の「国家意識」を醸成することにあった。外交文書に、たびたび出てくる「御国」という言葉の中に、近代日本の「国民」と「国家」との位置関係、「下々」と「お上」の関係が明示されているように思われる。

日本人小児買取のところで見たように、「内国人」と「清国人」とで別々の規則が設けられた。ダブルスタンダードである。これでは、人種、宗教を超えた人間存在の重さに基盤を置いた「人権問題」を重視する思考を育てることは難しい。

豊臣秀吉は、ポルトガル人の日本人奴隷問題に立腹し、それが徳川時代のキリシタン禁教令(1612)に結びついた。この禁制が明治維新になって、西欧諸国の圧力もあり、ようやく終わったのは明治6年のことだった。

前述したように、日本における人身売買問題は、長い歴史を持つ。牧英正の『日本法史における人身売買の研究』は、大陸法継受以前の人身売買、律令における人身売買、新制における人身売買、鎌倉・室町幕府法における人身売買、中世の人身売買、分国法における人身売買制度、西洋人の渡来と人身売買、豊臣秀吉の人身売買禁止など、日本の奴隷制度を系統的に記述し、日本にも古代から「奴隷」が存在したことを論証している。

岡本良知の研究によれば、1550年代から「日本人奴隷」が、ポルトガル商人によって海外に輸出されていたという。その数はもちろん不明ではあるが相当な数であったようだ。幕府の中央集権的な力が弱い九州を中心とした地方が、奴隷輸出の基地であった。当時、奴隷となる理由には次の4つがあった。

第1は、戦争の捕虜。他領の住民を略奪して、ポルトガル人に売る。

第2は、罪人。刑死者の妻子を奴隷にする。

第3は、親が極度の困窮にある時は、その子を売る風習があった。

第4は、覇気に満ちたものが、海外に逸出することを求める場合。

日本人の奴隷は、主人によって回教徒にもなるし、キリスト教にもなったという。(25)

ポルトガル商人の日本人奴隷売買を知った豊臣秀吉は、やがて日本人を外国人に売る者も仲介する

者も死刑にする布告を行ったが、結局、うまくはいかなかった。買った者は罰せられず、売った日本人だけを処罰の対象としたためであった。

明治初期の日本人小児買取問題も、主として内国人を処罰の対象とし、中国人以外の外国人は対象としていなかった。現代のように、処罰の原則があって、それが、万人に適用されるような形になっていなかったのである。

天正少年使節(1582～90)の一員としてヨーロッパに行った千々岩ミゲルは、「我々が旅行の先々で売られて奴隷の境涯に落ちた日本人を親しく見た時には、道義を一切忘れて血と言葉を同じくする内地人を宛ら牛か馬のようにこんな安い値で手放す我民族への激しい義憤の念に燃え立たざるを得なかった」⁽²⁶⁾といている。ここでも非難の矛先は、売った日本人に向けられており、買った側の不当さは非難していない。

それにしても、明治新政府は、誇り高い政府だった。売買された小児を海外まで行って調査したり、ハワイの出稼ぎ労働者召還の努力を一所懸命にした。個人の人権が、大切だからというより「血」と「言葉」を同じくする明治新国家の「御国」意識が、そうした行動を支えている。

明治初期の人権問題は、明治新政府にとって「国の形」を作るために取り組まなければならない課題であり、その後の国家と国民の関係を方位づけた事案でもあった。

(了)

[註]

(1) 外務省編『日本外交文書第1巻』日本外交文書頒布会 昭和30年5月, 599頁。

(2) 外務省編『日本外交文書第3巻』日本外交文書頒布会 昭和30年5月, 444頁。

(3) 外務省編『日本外交文書第1巻第1冊』日本外交文書頒布会 昭和32年12月, 650～652頁。

(4) 外務省編『日本外交文書第1巻第2冊』日本外交文書頒布会 昭和30年5月, 80頁。

(5) 上掲書、681～684頁。

(6) 外務省編『日本外交文書第4巻第2冊』日本外交文書頒布会 昭和32年2月, 540～561頁。

(7) 上掲書、547頁

(8) 上掲書、570～581頁。

(9) 外務省編『日本外交文書第3巻』日本外交文書頒布会 昭和30年5月, 592頁。

(10) 上掲書、598～603頁。

(11) 上掲書、592頁。

(12) 上掲書、609頁。

(13) 上掲書、611～618頁。

(14) 上掲書、619頁

(15) 外務省編『日本外交文書第4巻第1冊』日本外交文書頒布会 昭和32年2月, 524～525頁。

(16) 外務省編『日本外交文書第5巻』日本外交文書頒布会 昭和30年7月, 582頁。

(17) 上掲書, 583～584頁。

(18) 上掲書, 412～414頁。

(19) 上掲書, 415～419頁。

(20) 上掲書、503～510頁。

(21) 外務省編『日本外交文書第6巻』日本外交文書頒布会 昭和30年8月, 482～495頁。

(22) 上掲書、529～533頁。

(23) 外務省編『日本外交文書第7巻』日本外交文書頒布会 昭和30年10月, 509頁。

(24) 牧英正『近世日本の人身売買の系譜』創文社、昭和45年2月、316頁。

(25) 岡本良知『16世紀日欧交通史の研究』原書房、昭和49年11月、757～766頁。

(26) 上掲書 838～840頁

(Received: May 31, 2004)

(Issued in internet Edition: July 1, 2004)